

○一関市工業振興計画（案）に対するご意見の概要及びご意見に対する考え方

14件：1人

| No. | 該当箇所 | 意見等の内容 | ご意見に対する考え方 |
|-----|-------------------------|---|---|
| 1 | 第1章 上位計画との関係 | <p>2009年に「一関市産業振興基本条例」が制定され、地場業者と市民、行政が一体となり、産業における自立的発展を目指していく旨が規定されており、域内工業における振興施策を展開するに際しては、同条例にて示された理念および方向性に沿った形で行われることが必要である。</p> <p>2014年には「小規模企業振興基本法」が、2015年には「岩手県中小企業振興条例」がそれぞれ制定された他、本年3月には「岩手県中小企業振興計画」が策定されるなど、中小企業・小規模事業者に対する振興強化の動きが一層強まっているところである。</p> <p>本計画の「上位」には、これら法律や条例、関連する計画が掲げられるべきであろうが、計画案2頁「上位計画との関係」を見ると、この上位に位置するのは「一関市総合計画」であるとされている他、「参考」欄を見ても、法令としての性質を持たない経済産業省の中期計画や岩手県の県民計画が掲げられているのみであり、到底十分なものとは言えない。ここには本来において施策の根拠とされるべき上記法律・条例を明記し、本計画における目的および方向性を確たるものにする必要があると考える。</p> | <p>工業振興計画は、市の長期的視点からのまちづくりの方向性を示す「一関市総合計画」の工業分野に関する具体的な計画であることから、本項目では、その関係性を示しているものでありますことから、個別の施策の根拠となる法令等については記載しないこととします。</p> |
| 2 | 第2章 1-1 我が国の経済・社会の変化 | <p>我が国の経済情勢につき「平成24年を底に緩やかに景気回復基調が続いている」とされているが、これは全くもって楽観的な認識である。IMF（国際通貨基金）は、2015年1月に公表した「世界経済見通し改訂版」において、2014年（平成26年）7月～9月期より「事実上の景気後退局面（リセッション）に入った」と断定しているのである。IMFの分析が正しいことは明らかである。景気の回復を殊更に強調する政府の「月例経済報告」のみに依拠するのではなく、種々の指標を詳細に分析し、国内経済の現状を正確に捉える必要があると考える。</p> | <p>内閣府が公表している「平成28年度 年次経済財政報告」によりますと、新興国・資源国経済の脆弱性や英国の国民投票におけるEU離脱支持等により、世界経済の先行き不透明感が高まっていること、また、国内需要の力強さが欠けていることが報告されておりますから、これらの内容について記載することとします。</p> |
| 3 | 1-2 (1) 国の動向 | <p>「リーマン・ショック」によって外需が縮小し、国内経済が危機的状況に陥ったことを受け、政府は従来の路線を基本的には踏襲しつつも、部分的であれ地域循環型・地域内発型経済の構築に資する施策を打ち出すに至った。具体例を列挙すると、「農商工連携促進法」（2008年）、「公共建築物木材利用促進法」（2010年）、「六次産業化・地産地消法」（2010年）といった一連の法制定に加え、先に触れた「小規模企業振興基本法」に基づく具体的施策として、中小企業・小規模事業者を対称とした直接助成制度たる「ものづくり・革新的サービス補助金」や「小規模事業者持続化補助金」が創設された他、本年の8月2日には「平成28年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」が閣議決定され、地場の中小企業・小規模事業者に対し、その持続的発展に資する支援を強化する旨が明確に示されているのである。</p> <p>ところが、計画案の4頁を見ると、「産業振興における国などの動向」の基礎とされているのは、「ニッポン一億総活躍プラン」および「日本再興戦略2016」といった2種に限定されており、上記の動向については一切反映されていない。上記「再興戦略」は、経済のグローバル化を踏まえ、多国籍大企業や一定規模以上の中堅・中小企業に対して優遇を与えるといった内容が主であり、小規模事業者・小企業者が主体をなす本市工業の振興には合致しない。</p> <p>政府による地域循環型経済の構築にかかる施策や、小規模事業者・小企業者に対するスタンスの変化を盛り込むなど、根本的な修正が行われるべきだと考える。</p> | <p>産業振興における国の動向については、本計画がH29年度～33年度までの5か年の計画であることを踏まえ、直近の主な動向、方向性を記載しているものであります。</p> <p>なお、市の工業の課題として、市内企業の大部分を占めている中小企業については、人材の確保・育成や生産性の向上、市場開拓力の強化などを、また、地域内発型産業の振興については、農商工連携・6次産業化の促進などを課題と捉えておりました、計画案では、その課題解決に向けた施策の展開を図ることとしています。</p> |
| 4 | 1-2 (3) 岩手県の動向 | <p>「岩手県中小企業振興条例」および「県が締結する契約に関する条例」がそれぞれ制定された他、本年3月には「岩手県中小企業振興基本計画」が策定・公表されるなど、中小企業・小規模事業者を主体として産業振興を進めていく旨が明確に示されるに至った。</p> <p>ところが、本計画における「岩手県の動向」を見ると、マクロ的視点に基づく「いわて県民計画」のみが引用されるに留まり、小規模事業者・小企業者を主体とした地域循環型・地域内発型経済体制の構築に向けた動きについては言及が十分になされていない。従って、この箇所についても根本的な修正がなされるべきだと考える。</p> | <p>岩手県の動向については、県全体としての方向性を示している「県」と、本市を含む県南エリアの具体的な方向性を示している「県南広域振興局」の2項目に分け、県の概略的な動きを記載しているものであります。</p> <p>計画案に掲げる施策の展開にあたりましては、県と連携を図りながら取り組んでまいります。</p> |
| 5 | 2-3 主要指数の分析 | <p>2014年における市内の工業関連業者数は253軒とされているのだが、総務省による「平成26年経済センサス基礎調査結果」を見ると、同年における市内の同事業所総数は466軒であるから、従業員が1名～3名の小企業者は213軒—その構成比は総数の45.7%にも達していることが解る。また、「経済センサス」で見た場合においても、市内の同事業所のうち、従業員4名以下の事業所における構成比は37%となり、いわゆる「小企業者」が一定の規模を占めていることが明らかとなる。</p> <p>従業員4名未満の事業所を除外した「工業統計調査」結果に依拠するのみでは、域内工業の正確な現状を把握することは不可能であるし、実効性のある施策を展開することも当然に困難となる。従って、本計画を策定するにおいては、上記統計から除外された213業者に対しての悉皆調査を行うなどし、そこでの製造品出荷額や粗付加価値額など、より詳細な形でのデータ収集を行うべきだと考える。</p> | <p>指標の分析にあたりましては、各指標を経年で捉える必要があることから、毎年、公表される統計等の数値を用いております。</p> <p>なお、本計画の策定にあたって行ったアンケート調査では、市工業課で把握している市内製造業者（368社）に対しアンケートを送付し、従業員数が1～4人の企業20社から回答いただき、計画策定の参考としております。</p> <p>今後とも企業訪問などにより、地域企業の現状把握に努めてまいります。</p> |

| No. | 該当箇所 | 意見等の内容 | ご意見に対する考え方 |
|-----|------------------------------|---|--|
| 6 | 3 一関市の工業の課題 | <p>経済産業省によると、「地域企業」とは、「地域の中小企業」つまりは地域に本社または拠点を置く中小企業であると定義されているが、文理からしてこの解釈は極めて真っ当である。しかし、一関市においては、「地域企業」について「地場企業と誘致企業の総称」であると、独自の解釈がなされているのである。</p> <p>地場の中小企業と域外資本の誘致企業においては、その成り立ちから資本の状況、商圈に至るまでことごとく性質を異にするものであり、時には利害が対立する関係である。そういった事情を一切鑑みず、「地域に立地する」ことを理由とし、両者を同一のものとして扱うことは決して好ましくない。本計画の策定にあたっては、地場企業・誘致企業それぞれの現状に適した支援を行うべく、「地域企業」の再定義を行うべきだと考える。</p> <p>また、17頁の(7)「県内他市町村との比較」を見ると、当市においては製造品出荷額等が県内で2番目・粗付加価値額は同じく4番目の座を占めているものの、従業員1人あたりの粗付加価値額は県内で14番目、人口1人あたりの市町村民所得では13番目と低位に沈んでいることに注意すべきである。これは域内にて生み出された付加価値の分配に問題があることを明瞭に示しているものであり、この改善なくして本計画の目的たる「市民所得の向上」は実現し得ない。従って、「本市の工業の発展に向けた課題」において、「付加価値の適正な分配」あるいは「労働分配率の向上」が付加されるべきだと考える。</p> | <p>域外資本の誘致企業と地元資本による企業では、その成り立ちや資本の状況、商圈などは異なるものの、市民の雇用の場を創出し、地域の産業を支え、市民所得の向上や地域の活性化に寄与するという点では同じ地域の企業と捉えていることから、地域で操業している全ての企業を「地域企業」と定義したところ です。</p> <p>また、一人当たりの市町村民所得や粗付加価値額の向上を図るためには、高付加価値の製品の製造や、そのための技術開発、共同研究への取組が課題と捉えており、地域企業の技術力・経営力の強化に向けた課題において、その旨を記載しているところ です。</p> |
| 7 | 3-4 企業誘致と地域企業への支援に向けた課題 | <p>本項に示された課題7項目を見ると、③にて「立地における負担の軽減」、④にて「地域企業の持続的発展と事業拡大の支援」が挙げられている。繰り返しになるが、豊富な資金力を背景として立地し、かつ首都圏に比して安価な労働力を調達し、可変資本の圧縮をもって利益の増大を図ろうとする企業に対し、「立地における負担の軽減」を図る必要があるかについては甚だ疑問である。</p> <p>27頁を見ると、「地域間競争が激化する中、企業に選ばれる自治体となる」ため、企業に対する立地・創業時への支援を強めるとあるが、これは全くもって本末転倒の認識である。本計画は「市民の雇用の場を創出し、市民所得の向上と、地域を活性化する」ことを目的とし、その実現を図るための施策として「企業誘致」があるはずではないか。従って、本来であれば前記の目的に合致しうる企業を自治体側が選び、呼び込むといった能動的な姿勢が求められるはずである。</p> <p>現状のスタンスー誘致企業に対して過剰に配慮した形で行政を続けた場合、企業にて生み出された所得は地域に落ちぬまま、それら誘致企業の本社および立地自治体へと還流することとなり、結果として域内経済は更なる悪化を辿ることとなる。こうした認識に立ち、当該箇所の再検討を強く求めるものである。</p> <p>また、域内工業の現状を見ると、本来的に支援が必要であるのは事業の継続および拡大に意欲を持ちながらも、資金調達等の問題から困難に直面している地場の中小企業・小規模事業者であることに疑いがない。ところが、課題⑤においては、持続的発展と事業拡大の支援を行うのは「地域企業」ー誘致企業と地場企業を総称した独自の概念ーであるとされ、その対象が極めて不明確となっている。この点についても、地場企業と誘致企業双方における状況やニーズの差異を鑑み、それぞれに対して効果的な支援を行う旨に改めるべきだと考える。</p> | <p>「立地における負担の軽減」及び「地域企業の持続的発展と事業拡大の支援」については、誘致企業のみならず、地元資本による起業・創業した場合の立地を含み、これら地域企業が持続的に発展していくための支援や事業拡大のための支援についての課題を記載しているものです。</p> <p>事業規模をはじめ、様態や条件が異なる地域企業が持つ多様なニーズへの対応が課題と捉えており、事業効果や費用対効果なども勘案しながら、地域企業の支援を行ってまいります。</p> |
| 8 | 3-5 企業が活動しやすい環境（基盤）の整備に向けた課題 | <p>「企業が活動しやすい環境整備」が必要であるとの認識に基づき、5点の具体的施策が示されているが、行政として“その先”に何を掲げているのか、具体的な戦略が全く見えてこない。例えば、課題の冒頭では「企業からは、利便性が高く分譲価格の安価な場所への立地要望が強い」ゆえ、「工業団地の整備」を進めるとされているのだが、これを経て付加価値の域内分配を強め、市民所得の向上と租税収入の増加を図るといったような戦略が明確に打ち出されない限り、本計画は誘致企業への配慮と優遇に留まってしまふ恐れがある。従って、理念なき工業団地の整備には異議を呈するものである。</p> <p>また、「企業からは、税制、金融面の支援のほか、人材育成や取引支援、共同研究などに対する支援が求められている」ゆえ、「企業支援の充実を行う必要がある」とされているのだが、この「企業」なる概念が判然としない。先に述べたように、地場企業と誘致企業を取り巻く環境も、必要とされる支援もそれぞれに異なる。ゆえに、これら企業を一絡げに捉えることは決して好ましくない。再度、従業員4名以下の小企業者を含めた地場企業と誘致企業の現状および要求を正確に捉え、きめ細かな支援が行われるよう当該項目に修正を加えるべきだと考える。</p> | <p>企業・事業誘致は、地域の雇用の場を創出し、市民所得の向上と地域の活性化を図るための一つ的手段と捉えておりますことから、その推進を図ろうとするものです。</p> <p>また、工業振興計画の策定にあたっては、企業アンケートの実施や工業振興計画策定委員会の委員に市内各地域の企業の方などを委嘱するなど、企業の現状や必要としている支援等の把握を行っているところ であります。</p> <p>今後とも、企業訪問や、市内企業の方などを委員とする工業振興戦略推進会議において、企業の現状等の把握に努めてまいります。</p> |
| 9 | 第3章 1 基本理念 | <p>「地域企業」の概念につき、市による「地場企業と誘致企業の総称」なる独自解釈を改め、地域企業＝地場の中小企業という形にて再定義を行うべきだと考える。</p> | <p>市民の雇用の場を創出し、地域の産業を支え、市民所得の向上や地域の活性化に寄与するという点では同じ地域の企業と捉えていることから、地域で操業している全ての企業を「地域企業」としているところ です。</p> |
| 10 | 2-2 指標 | <p>基本理念および基本方針において、「地域内発型産業の振興」を図る旨が強調されているが、そうなれば「指標」においても関連する数値目標ー例えば地場企業による新規雇用者数、域内産業連関の状況や粗付加価値額のうち地場企業が生み出した分の構成比などを付加するべきではないか。当該箇所の再考を求めたい。</p> | <p>戦略の指標において、地域内発型産業の振興を図る指標として、「地域内発型産業の起業件数」を定めているところ です。</p> |

| No. | 該当箇所 | 意見等の内容 | ご意見に対する考え方 |
|-----|---|---|---|
| 11 | 第4章 2 地域企業の技術力・経営力強化 3 地域内発型産業の振興 | 本項においては、成長分野の企業群、あるいは新規企業者や新分野に展開する企業に対する支援施策が列挙される一方で、生活密着型工業分野の担い手たる地場小規模事業者・小企業者の持続的発展に資する施策は掲げられておらず、結果として均衡を欠く内容となっている。市が「地域企業」なる独自の概念を設けた背景には、「地場企業と誘致企業を公平に扱う」目的があったとされるが、そうなれば、規模を問わずして地場企業にも、補助金や税制の優遇など、誘致企業と同等の支援を講じる必要が生じてくる。この項については、上記認識を踏まえた形にて、根本的な修正がなされるべきであろう。 | 各支援制度については、対象業種や事業規模など、それぞれ補助要件を定め、創業時における負担の軽減や事業拡大に対する支援、技術開発に対する支援などを行っているところです。 提案いただいたご意見につきましては、具体的な事業を実施する際の参考とさせていただきます。 |
| 12 | 4 企業・事業誘致の推進 | 立地企業は十分な財政基盤を有し、安価な労働力の調達・活用により、さらなる利益の増大を目的としているのであり、「負担の軽減」を図る必要は本来存在しない。仮にこれら企業に対する優遇を行う場合には、決して企業側の論理に迎合するのではなく、本計画が目的とする「雇用の場を創出し、市民所得の向上と、地域の活性化」につながるよう、例えば正社員比率や原材料の域内調達率を補助金交付の要件として課すなど、十分な配慮がなされるべきである。こうした認識を踏まえた形にて、本項の修正がなされるべきだと考える。 | 企業・事業誘致は、地域の雇用の場を創出し、市民所得の向上と地域の活性化を図るための一つ的手段と捉えています。 各支援制度については、雇用者数などの要件を設けており、これら要件を含めた支援制度は必要に応じ見直しを行うこととしています。 提案いただいたご意見につきましては、具体的な事業を実施する際の参考とさせていただきます。 |
| 13 | 6 戦略の指標 | 地場企業による新規雇用者数、域内産業連関の状況や粗付加価値額のうち地場企業が生み出した分の構成比、事業所総数（従業員4名以下を含む）、域内における創業の件数を数値目標に付加するべきだと考える。 | 指標については、継続的に把握し、その推移から計画の成果を検証する必要があることから、毎年、公表される統計等の数値を用いております。 |
| 14 | 第5章 推進事業 | これら推進事業の現状を見ると、各種支援制度においては誘致企業あるいは地場の中核的中小企業が主たる対象とされる一方、従業員4名未満の小企業者—とりわけ生活密着型工業分野で活動する事業者は事実上の排除を受けている現状がある。 本市工業において小規模事業者・小企業者が果たしている重要な役割を鑑み、「小規模企業振興基本法」や「岩手県中小企業振興条例」および「中小企業振興計画」、「一関市産業振興基本条例」を遵守する形にて、推進事業の拡大や運用の改善がなされるべきであると考えます。 | 各支援制度は、それぞれ補助要件を定め、地域企業に対する支援を行っているが、事業規模や従業員数を要件としていない支援制度もあります。 また、これら要件は、必要に応じ見直しを行っているところでありまして、提案いただいたご意見につきましては、具体的な事業を実施する際の参考とさせていただきます。 |